



®

令和2年  
(2020年) 2月10日(月)

No. 15108 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

## 主要判決全文紹介

### 〈知的財産高等裁判所〉

#### 審決取消請求事件

〔ギャッチベッド用マットレス〕事件-引用発明は、引用例に記載されたひとまとまりの構成ないし技術的思想として把握可能であれば足りる。⇒引用発明の4通りの使用方法のうち1通りを認定した事例。〕 [上] (全2回)

—平成30年(行ケ)第10151号、令和元年9月18日判決言渡(鶴岡裁判長)—

#### 【本稿の概要】

引用発明の認定は、新規性・進歩性判断に結論に影響を及ぼすことが多く、いわゆる、引用発明の「上位概念化の限界」が争点となることが多い。

すなわち、引用発明における具体的な実施例の記載と本願発明との間に構成の相違がある場合、進歩性を否定する立場としては、当該構成の相違を変更することの容易想到性を論証するよりも、当該構成を備えない抽象的な発明として引用発明を認定することを試みる。

何故なら、引用発明の具体的な構成を変更するために必要とされる動機付けのレベルは、引用発明に

## 鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号  
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024

